

平成18年12月1日

本部訓令 第28号

〔沿革〕 平成22年3月本部訓令第5号 平成22年12月本部訓令第13号
平成25年3月本部訓令第7号 平成26年3月本部訓令第6号

職員等の旅費支給及び費用弁償に関する訓令を次のように定める。

職員等の旅費支給及び費用弁償に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、職員の旅費及び千葉県警察の依頼により出頭し、又は旅行した者の費用弁償に関し、職員の旅費に関する条例（昭和29年千葉県条例第7号。以下「旅費条例」という。）、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和31年千葉県条例第27号。以下「特別職等の費用弁償条例」という。）及び職員の旅費に関する規則（昭和29年千葉県人事委員会規則第2号。以下「旅費規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令権者)

第2条 旅費条例第4条第1項に規定する旅行命令権者等は、別表に定める旅行命令権者とする。
2 旅行命令権者に事故があり、かつ、緊急に旅行命令等を要する場合は、別表に定める職務代行できる者が旅行命令等を行うことができるものとする。

(他の経費から旅費の支給を受ける場合の調整)

第3条 県の経費以外の経費から旅費が支給されるため、旅費条例等の規定による旅費を支給することが適当でない場合は、県の経費以外の経費から支給される旅費に相当する旅費は支給しないものとする。

2 負担金等旅費以外の予算科目から支出されるため、旅費条例等の規定による旅費を支給することが適当でない場合は、旅費以外の予算科目から支出される額に相当する旅費は支給しないものとする。

(直行及び直帰の旅行)

第4条 居住地若しくは滞在地（以下「居住地等」という。）から直ちに旅行する場合（以下「直行」という。）又は目的地から居住地等に直ちに旅行する場合（以下「直帰」という。）であっても、旅費条例第6条に規定する旅費を支給するものとする。

(運賃の調整)

第5条 次の各号のいずれかに該当する旅行における運賃については、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅行者が公用の車両、船舶若しくは航空機を利用し、又は乗車券の交付を受ける等により無料で交通機関を利用して旅行する場合には、鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃は支給しない。

(2) 交通機関を利用する旅行で、旅行経路と交通機関に係る通勤手当の認定経路とが重複する場合、その重複する区間の全部又は一部について、次のア及びイに定める区間の鉄道賃及び車賃（交通機関に係るものに限る。）は、原則として支給しない。

ア 通勤手当が定期券代で認定されている区間と重複するすべての区間

イ 交通機関に係る通勤手当が定期券代以外で認定されている区間のうち、直行した場合における居住地等から最初の用務地までの区間及び直帰した場合における最終の用務地から

居住地等までの区間。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号）に規定する週休日、休日及び休日の代休日に当たるときの旅行には適用しない。

（急行料金等）

第6条 旅費条例第13条第1項第2号から第4号に規定する急行料金、特別車両料金及び座席指定料金については、次の各号により支給するものとする。

（1）急行料金は、一の急行券の有効区間ごとに計算する。この場合において、普通急行列車を運行する線路による旅行で普通急行列車の客車の全席が座席指定となっている場合には、普通急行料金と座席指定料金の合計額を急行料金として支給する。

（2）旅費条例第13条第2項第1号の任命権者が人事委員会と協議して定めるものは、特別急行列車を現に利用し、かつ、その料金を負担した場合とする。

（3）旅行の性質又は特別の事情により普通急行列車又は特別急行列車を利用しなければ公務の目的が達成困難で、旅行命令権者が公務上必要と認めたものについては、旅費条例第13条第2項の規定にかかわらず、急行料金を支給できる。

なお、この旅費を請求しようとするときは、旅費請求書の備考欄に「特急等承認」と記入すること。

（4）特別車両料金は、次に定める者が特別車両料金を必要とする旅行をし、その支払を証明する書類がある場合に支給する。

ア 本部長及び地方警務官で俸給の特別調整額I種の官職にある者（以下「本部長等」という。）

イ 本部長等並びに特別職等の費用弁償条例第2条に定める委員会の委員等、議員及び知事等（以下「知事等特別職」という。）の旅行に随行者（以下「随行者」という。）。ただし、当該特別車両を利用しなければ公務上支障をきたす場合に限る。

（5）座席指定料金は、一の座席指定券の有効区間ごとに計算するものとする。

（船賃）

第7条 旅費条例第14条第1号の上級の運賃及び同条第5号の特別船室料金は、次に定める者が当該運賃又は料金を必要とする旅行をし、その支払を証明する書類がある場合に支給する。

（1）本部長等

（2）随行者。ただし、当該船室等を利用しなければ公務上支障をきたす場合に限る。

（航空賃）

第8条 航空賃は、次の各号の一に該当する場合で、旅行命令権者が公務上必要と認めたときに支給できるものとする。

（1）北海道、四国、九州、沖縄県、青森県、秋田県、石川県、鳥取県、島根県、山口県並びに東京都大島町、三宅村及び八丈町へ旅行する場合

（2）被疑者護送その他特に重要かつ緊急の用務で旅行する場合

（3）天災その他やむを得ない事情により航空機を利用することが適当と認められる場合

（4）本部長等が、航空機を利用しなければ公務上支障をきたす場合

（5）随行者が、航空機を利用しなければ公務上支障をきたす場合

（6）航空機利用による方が安価である場合

（7）県以外の主催により旅行行程が限定されている場合等で航空機を利用しなければ公務の目的の達成が困難である場合

2 旅費条例第15条第2号に規定する「公務上の必要」とは、随行者が特別座席を利用しなければ公務上支障をきたす場合をいう。

3 航空賃の請求に当たっては、領収書等現に支払った額を確認できる書類を提出すること。

(車賃の特例)

第9条 旅費条例第16条第1項の規定によるタクシー運賃の支給は、次の各号の一に該当する場合で、支払を証明する書類があるときに限る。

(1) バス等の他の交通機関がない場合

(2) バス等の他の交通機関があっても運行本数が極めて少ない等、公務利用が困難である場合

(3) その他公務上の必要がある場合

2 旅費条例第16条第2項の規定による車賃の支給は、別に定めるところにより、自家用自動車を旅行に使用するための登録を受けた職員が、当該登録に係る自家用自動車を使用した場合に限り支給するものとする。

3 旅費条例第16条第3項及び第4項により車賃を計算する場合で、交通用具(職員の給与に関する条例(昭和27年千葉県条例第50号)第11条第2項に規定する普通自動車等及び原動機付自転車等を使用する職員に限る。)に係る通勤手当の認定を受けている職員が直行又は直帰をしたときは、同項による路程から通勤認定の距離(直行直帰の場合は往復の距離。距離に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。)を除いた後の距離を路程とする。

(宿泊料の調整)

第10条 次の各号のいずれかに該当する旅行における宿泊料については、当該各号に定めるところによる。

(1) 旅行者が、旅行し、翌日にわたり引き続き5時間以上その職務に従事し、宿泊施設に宿泊しない場合(以下「徹宵」という。)は、旅費条例第19条第1項に規定する食卓料に相当する額(以下「宿泊料相当額」という。)を支給する。

(2) 公用の施設(庁舎、警察学校の寄宿舎、小学校等一般の学校の施設又は借り上げて使用している施設等で食費及び寝具洗濯料等の雑費のほか宿泊のため料金を要しない施設をいう。)に宿泊する場合には、宿泊料相当額を支給する。

(3) 公務上の理由により、宿泊施設があらかじめ指定又は限定され、旅行者に宿泊施設を選択する余地がないときで、旅費条例第18条第1項に規定する宿泊料の定額では過不足が生じる場合は、実費相当額に調整して支給する。

なお、この旅費を請求しようとするときは、旅費請求書の備考欄に「宿泊料調整」と記入し、次に掲げる書類を添付すること。

ア 会議の開催通知等

イ 支払を証明する書類

(4) 前号に該当しない旅行で、随行者が知事等特別職と同一の宿泊施設に宿泊しなければ、公務上支障をきたす場合で、旅行命令権者が必要と認めたときは、知事等特別職の宿泊料の定額と同額の宿泊料を支給することができる。

(旅行雑費の調整)

第11条 旅費条例第19条の2に規定する旅行雑費を支給する旅行は、次の各号に掲げる用務で、かつ、公用による通信手段を持たない場合に限る。ただし、特別職等の費用弁償条例第2条第2項第2号による依頼旅行を除く。

(1) 犯罪捜査用務

(2) 交通事故事件捜査用務

(3) 交通事件捜査用務

- 2 旅費条例第19条の2第2項の適用については、在勤公署を中心とする半径100キロメートル外の目的地に旅行する場合とする。
- 3 宿泊を伴う旅行又は徹宵の場合は、旅費条例第19条の2に定める額にその100分の100を加算した額を支給する。
- 4 公務上の必要により、旅費条例第19条の2に定める額（宿泊を伴う旅行又は徹宵の場合は、前項により調整した後の額。以下「旅行雑費の定額」という。）を超えて通信連絡費の実費を負担した場合で、支払を証明する書類があるときは、当該実費額を旅行雑費として支給することができる。
- 5 徒歩のみによる旅行については、原則として旅行雑費の定額は支給しない。ただし、徒歩のみによる旅行であっても、旅行中に公務上の必要により通信連絡費の実費を負担した場合には、旅行雑費の定額を支給する。この場合、旅費の請求に当たっては、連絡先等通信連絡の状況を申告すること。
- 6 公務上の必要により、有料道路及び有料駐車場の利用料金等の実費を負担した場合で、支払を証明する書類があるときは、旅行雑費の定額に加え当該実費額を旅行雑費として支給することができる。

（外国旅行）

第12条 旅費条例第30条に規定する旅費は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）第3章外国旅行の旅費を準用し、次の各号に掲げるものを除き行政職俸給表（一）7級の職務にある者として得られる額（日当については、その額の2分の1の額）を支給するものとする。

- （1）航空賃の等級を二以上の階級に区分する航空路による旅行については、下級の航空賃の額を旅費法の規定の例による額として支給する。
- （2）次に掲げる場合は、前号の規定にかかわらず、航空賃の等級を三以上の階級に区分する航空路の旅行については最上級の直近下位の級の航空賃の額を、また、2階級に区分する航空路の旅行については上級の航空賃の額を、旅費法の規定の例による額として支給する。

ア 本部長等が旅行する場合

イ 一の旅行区間における所要航空時間が8時間以上となる航空旅行の場合

（書類の様式）

第13条 旅費規則第4条第7項の人事委員会の承認を得て定める書類の様式は、次の各号に定めるところによる。

- （1）旅行命令簿（別記様式第1号）
- （2）旅費請求書（別記様式第2号）
- （3）支給額内訳書（別記様式第3号）
- （4）旅費概算請求書（総括表）（別記様式第4号）
- （5）旅費精算請求書（総括表）（別記様式第5号）

- 2 旅費条例第4条に規定する旅行依頼をする場合は、旅行命令簿を旅行依頼簿に変更して使用するものとする。
- 3 次の各号に掲げる旅費の請求に当たっては、旅費請求書に旅行者自らが作成した当該各号に定める旅費申告書を添付するものとする。
 - （1）第6条、第11条第5項及び旅費条例第16条第1項に規定する急行料金等、旅行雑費、旅客運賃 旅費申告書（交通機関・公用車用）（別記様式第6号）
 - （2）旅費条例第16条第2項に規定する車賃 旅費申告書（自家用車用）（別記様式第7号）

(旅費の支給要領)

第14条 この訓令による旅費の支給要領は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(警察職員等の旅費支給及び費用弁償に関する訓令の廃止)

2 警察職員等の旅費支給及び費用弁償に関する訓令(平成14年本部訓令第27号)は、廃止する。

(千葉県警察の処務に関する訓令の一部改正)

3 千葉県警察の処務に関する訓令(昭和60年本部訓令第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成22年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月15日本部訓令第13号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日本部訓令第7号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日本部訓令第28号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表 [省略]

別記様式 [省略]